

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

2.2 都市計画対象事業の目的

本地区は、「第 6 次川島町総合振興計画」において、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、地域経済の活性化と雇用創出の核となる産業集積の基盤として、川島インターチェンジ南側地区の整備・拡充をするための、「インター周辺重点開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、平成 18 年度に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」に引き続き、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定し、令和 4 年度から運用を開始した。この方針は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するために定めるもので、新たな方針では埼玉版スーパー・シティプロジェクトの一環として産業基盤づくりを周辺と一体のまちづくりへと発展させ、市町村と進出企業等が連携して地域課題の解決を図り、地域の持続的発展を実現する「未来を見据えた産業基盤」の創出を目指している。また、本事業もこの取組方針に基づき、産業基盤づくりをすすめる市町村と事業者等で行う共同宣言を行っている。

本事業は、これらの背景を受け、本地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図 2-1 及び写真 2-1 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県比企郡川島町の南西部に位置している。計画地の北側は圏央道川島インターチェンジが隣接し、計画地西側は南北方向に走る一般国道 254 号が隣接している。

2.3.2 計画地の概況

(1) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

(2) 自然環境

計画地の植生は、水田が多くを占めており、一部に雑草路傍群落等の草地在みられる。また、水辺環境として、計画地内及び計画地に隣接して農業用水等の水路が流れている。

また、計画地周辺地域も同様に水田、畑地が広がる環境であり、樹林地は分布しない。

(3) 特に配慮を要する施設

計画地及び隣接地域には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していないが、計画地西側の一般国道 254 号を挟んだ約 300m に保育園、約 500m に診療所が立地している(写真 2-1)。

(4) 地形

計画地及び周辺地域は、起伏のない水田等が広がる平坦な地形を呈している。

(5) 計画地周辺の状況

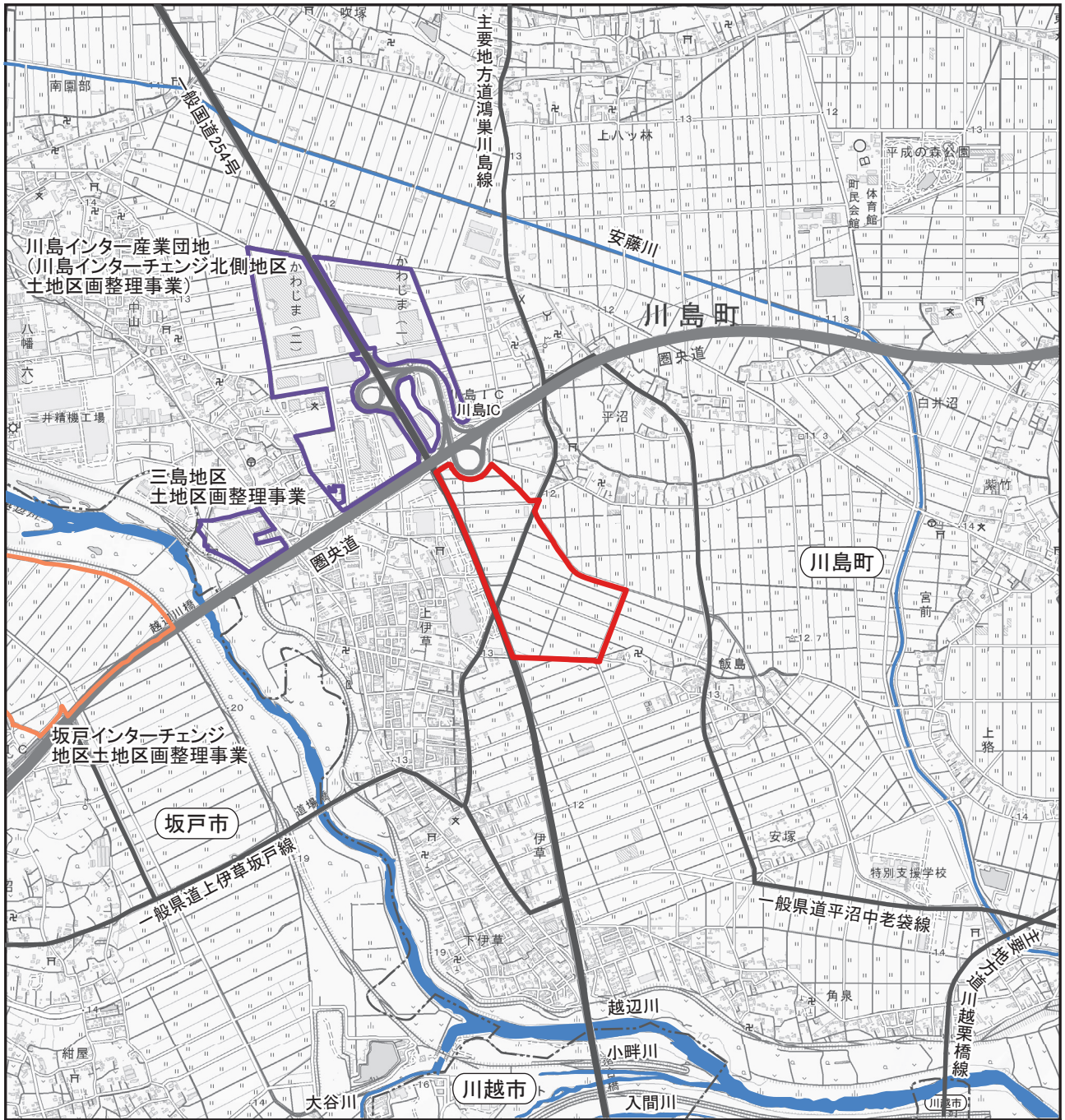
計画地の西側には一般国道 254 号が隣接して南北に走り、その沿道には大規模商業施設が立地している。計画地北側には圏央道川島インターチェンジ及び川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）が、その西側には三島地区土地区画整理事業地が位置している。

また、計画地の西側には一級河川である越辺川が南北に、南側には一級河川である入間川等が東西に流れている。

(6) 計画地周辺の開発の状況

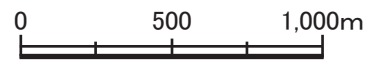
計画地北側の川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）は、埼玉県環境影響評価条例の手続きが完了しており、現在、物流施設及び工場等が稼働している。計画地北西に位置する三島地区土地区画整理事業は、産業系の土地利用がなされている。

また、越辺川対岸の坂戸市において、坂戸都市計画事業坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業が埼玉県環境影響評価条例の手続きを行っており、評価書の手続きまで終了し事業着手している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 周辺の土地区画整理事業区域
- : 周辺の土地区画整理事業区域 (埼玉県環境影響評価条例手続き中)
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- ~ : 河川



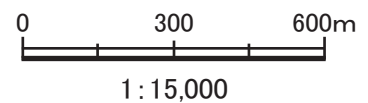
1 : 25,000

図2-1 計画地の位置



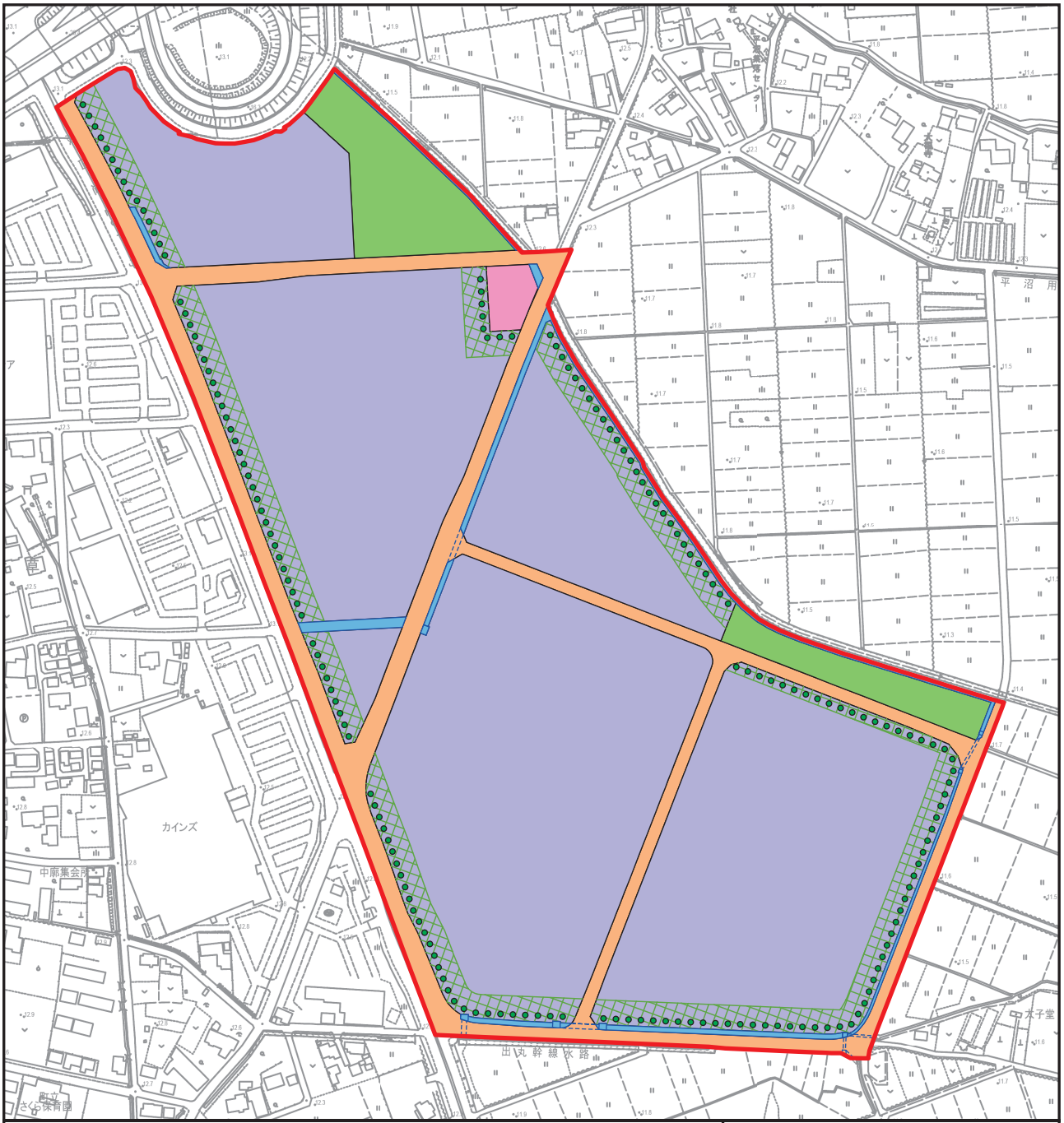
凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 周辺の土地区画整理事業区域



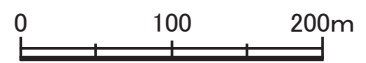
出典:「全国最新写真(シームレス)」(2019年撮影、国土地理院)

写真2-1 計画地の位置(航空写真)



凡例

- : 計画地
- : 企業用地
- : 下水道施設
- : 公園・緑地
- : 道 路
- : 水 路
- : 緩衝緑地帯
- : 高木植栽帯



1:5,000

図2-2 土地利用計画図

2.6.2 進出予定企業の業種

(1) 進出予定業種

企業用地の各区画面積等は表 2-3 に、各区画の配置は図 2-3 に示すとおりである。
進出予定企業の業種は、製造業、運輸業を予定している。

表 2-3 進出予定企業の業種

区画番号	進出予定企業の業種	敷地面積 (ha)
①	製造業、運輸業	約 2.1
②		約 5.6
③		約 2.4
④		約 6.8
⑤		約 5.8
合 計		約 22.8

注) ha 換算では四捨五入の関係で面積の合計値は一致しない。

(2) 建築計画

現在、計画地は市街化調整区域であるが、市街化区域の編入と併せて用途地域を定め、工業地域に変更される予定である。また、地区計画の中で、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等について規定を定めていく計画である。

本事業における進出企業の建物計画は、事業計画及び大型の流通施設の事例から建物高さや建築面積等を設定し、建物配置計画を想定した。

進出企業の建物配置計画は、図 2-4 に示すとおりである。

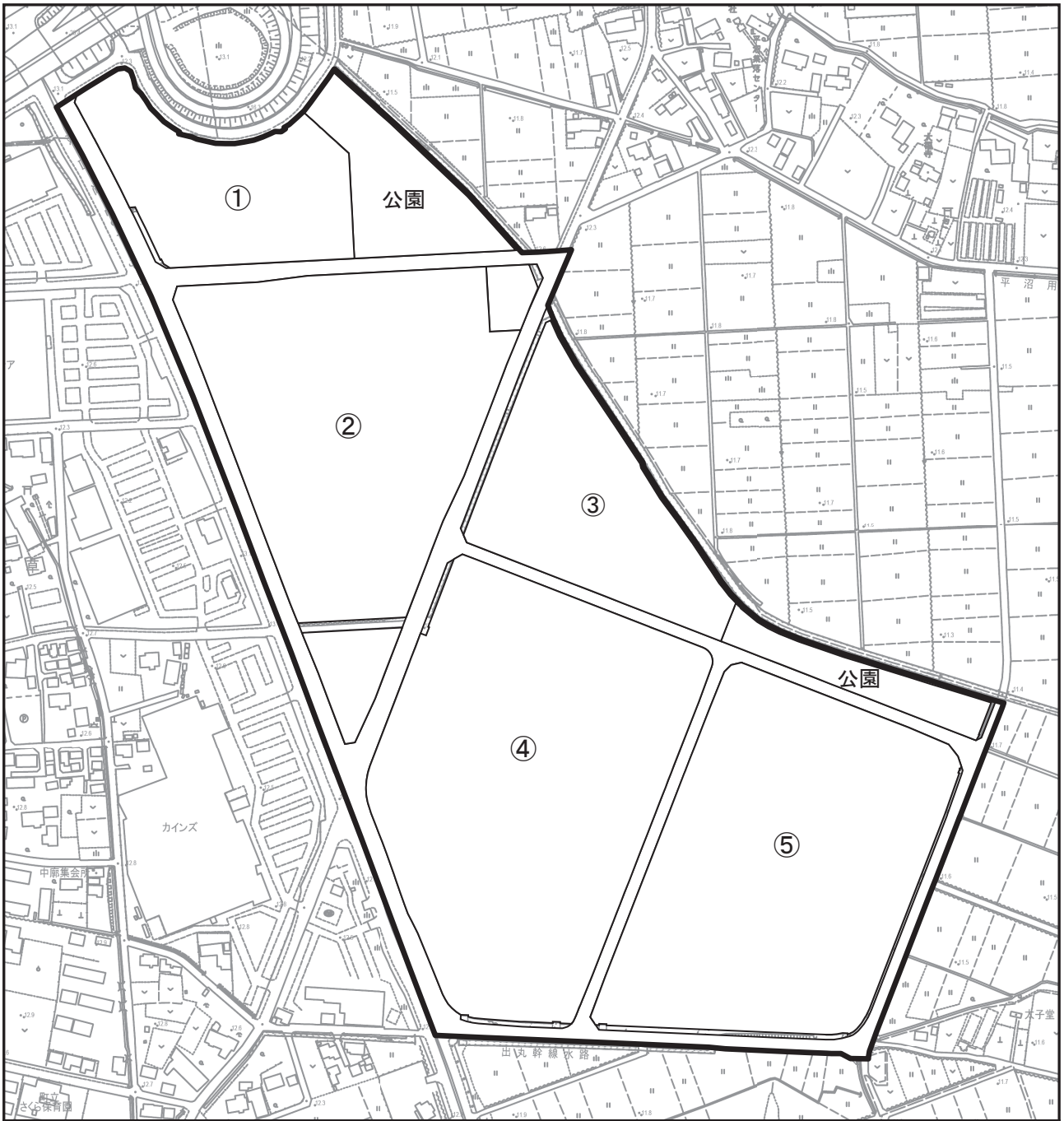
(3) 人員計画

本事業における人員計画は、表 2-4 に示すとおりである。

従業員数は、工場用地及び従業員数を公表している工業団地の事例から、工場用地の従業員数の平均値を求め、原単位を算出し設定した。

表 2-4 人員計画

従業員数 原単位 (人/ha)	企業用地 面積 (ha)	従業者 (人)
32	約 22.8	730



凡例

 : 計画地

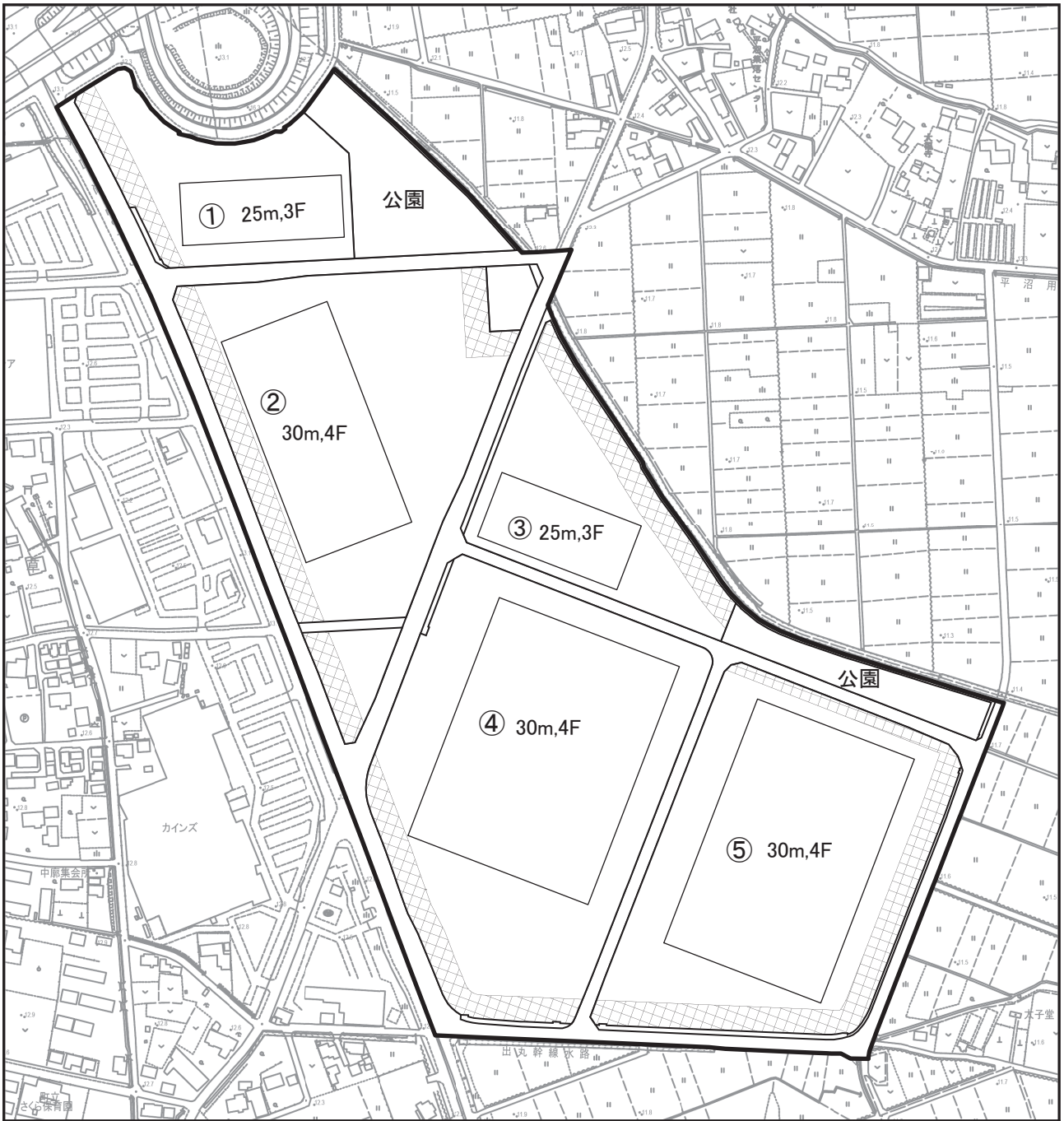


0 100 200m

1:5,000

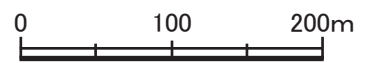
○番号は企業用地の街区の区画番号を示す。

図2-3 企業用地の街区計画



凡例

-  : 計画地
-  : 緩衝緑地帯



1:5,000

- 注) 1. ○番号は企業用地の街区の区画番号を示す。
 2. 各建物の「●●m, ●F」は建物高さ及び階数を示す。

図2-4 建物配置計画図

2.6.3 造成計画

(1) 造成計画

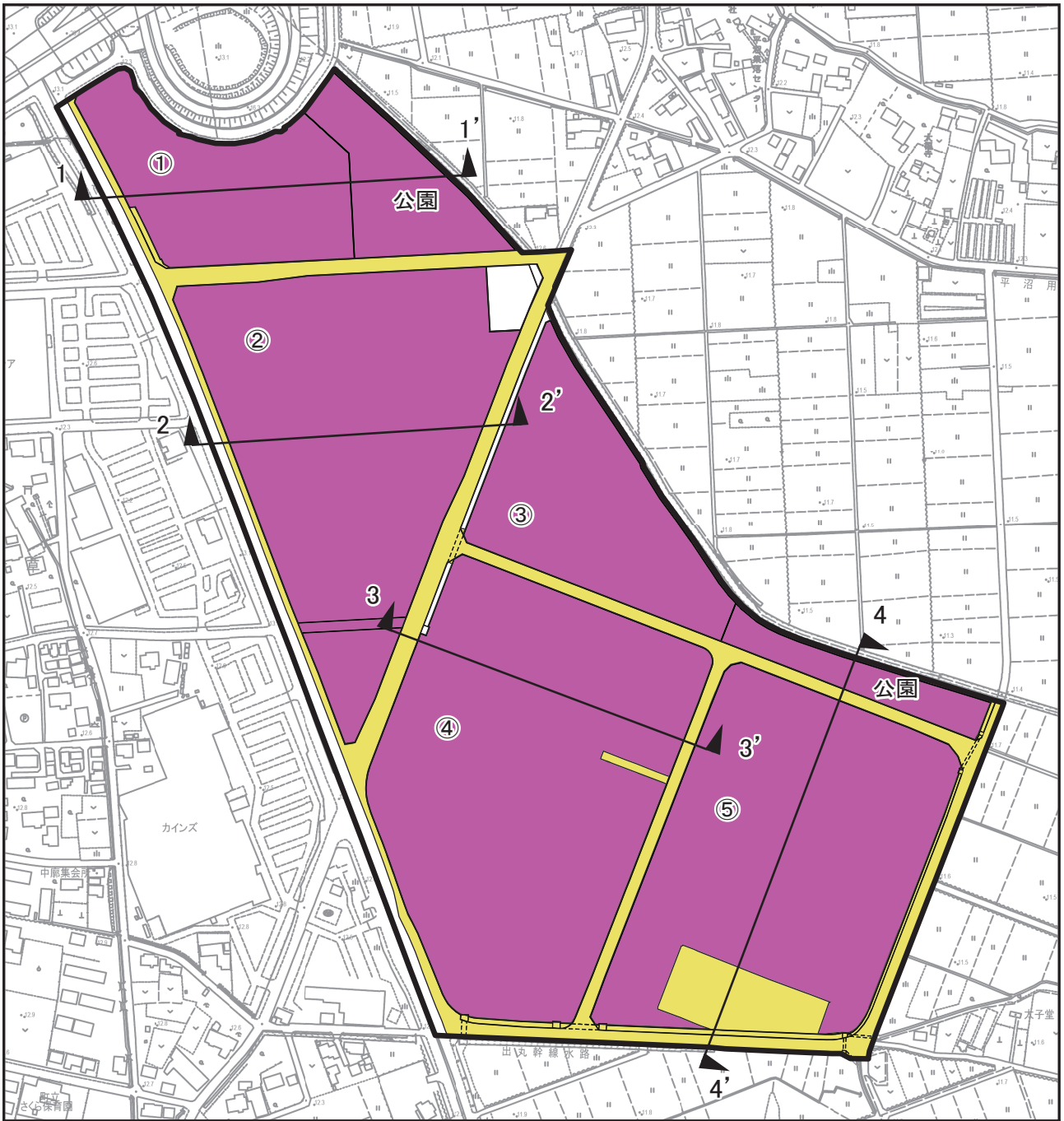
本事業における造成計画は、図 2-5～6 に示すとおりである。

計画地は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。



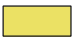

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討する。なお、計画地内の工事等で発生した土については、計画地内の盛土に使用する。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・土地区画整理事業における造成工事においては、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行う。企業用地については、各進出企業において造成工事を行うため、今後各進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とするよう指導する。
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設を 1 敷地 1 施設を基本に適切に配置する。



凡例

-  : 計画地
-  : 盛土
-  : 切土
-  : 断面位置

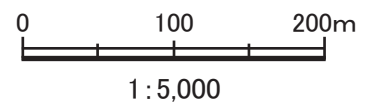


図2-5 造成計画平面図

(2) 防災計画

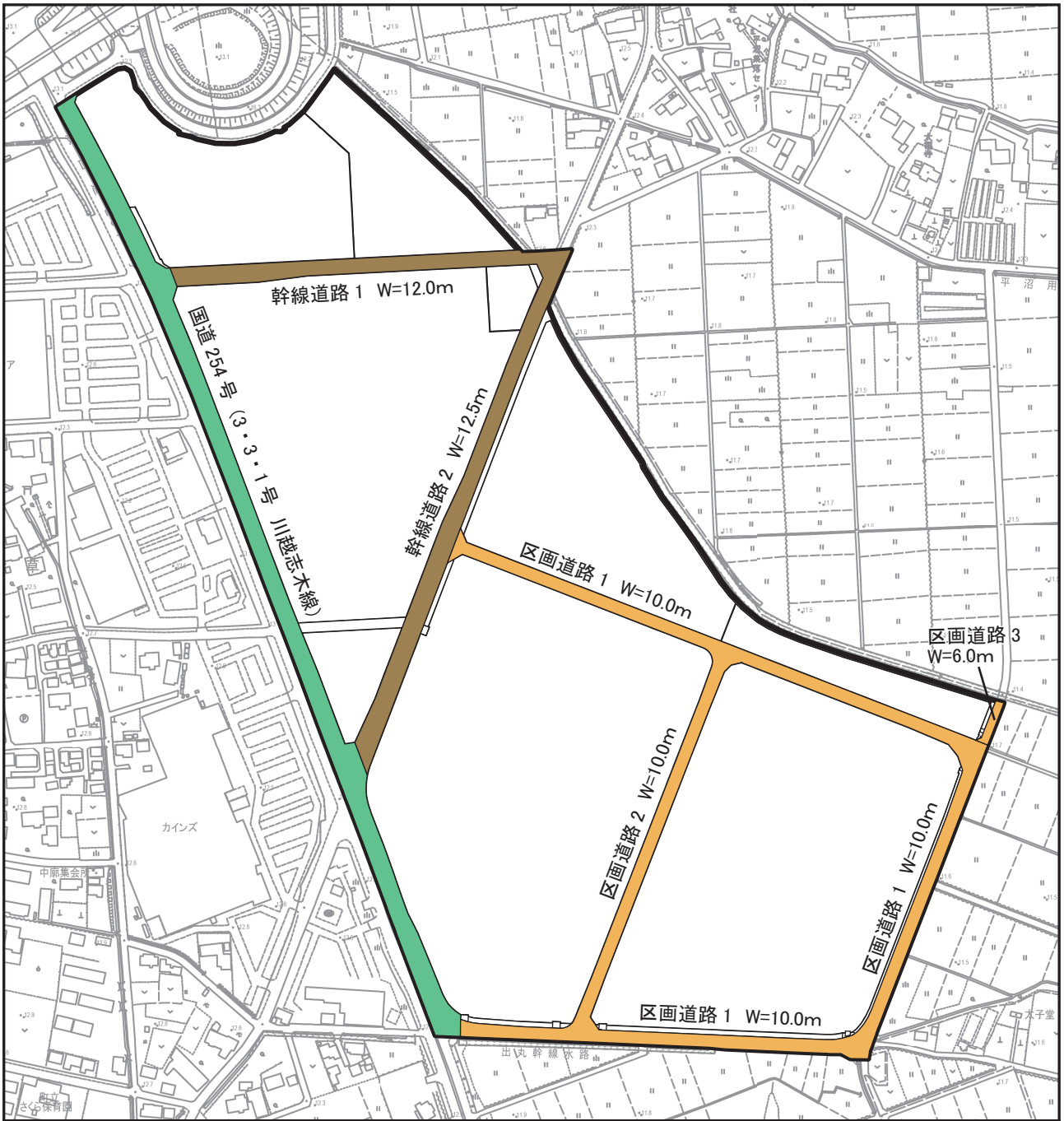
防災計画については、計画地の地形、造成計画等を考慮して以下に示す点に留意していく。

- ・造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。





2.6.4 道路計画

道路計画は図 2-7 に、区画道路及び都市計画道路の標準断面図は図 2-8(1)～(6)に示すとおりである。地区内の区画内道路として、区画道路(幅員(標準部)約 6.0 又は 10.0m)、幹線道路(幅員(標準部)約 12.0 又は 12.5m)を配置する計画である。なお、国道 254 号については歩道のみ本事業において整備する。

また、主要地方道鴻巣川島線については、計画地にかかる範囲について土地区画整理事業で拡幅及び歩道の整備等を行う。



凡例

-  : 計画地
-  : 区画道路
-  : 幹線道路
-  : 都市計画道路(国道254号)

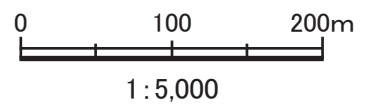


図2-7 道路計画図

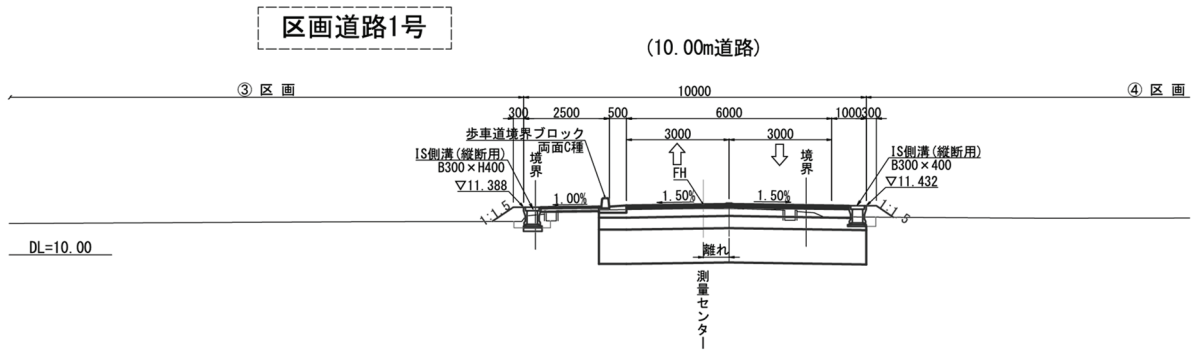


図 2-8(1) 標準断面図(区画道路 1 幅員 10.0m)

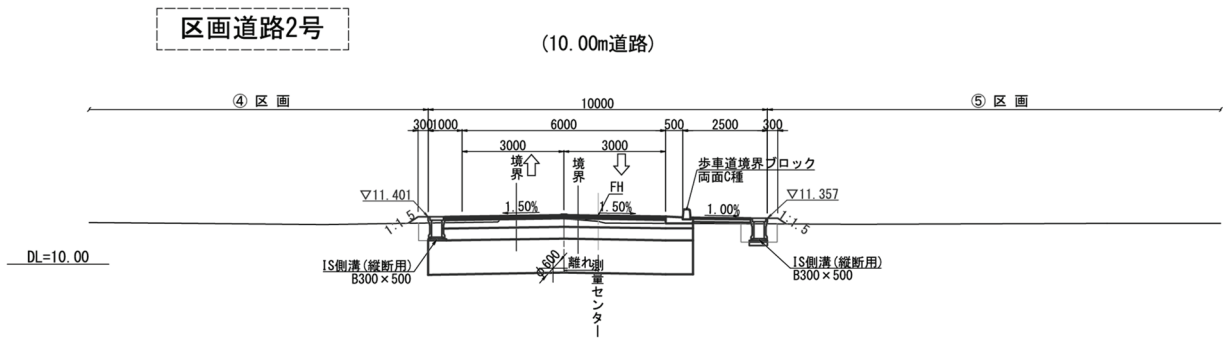


図 2-8(2) 標準断面図(区画道路 2 幅員 10.0m)

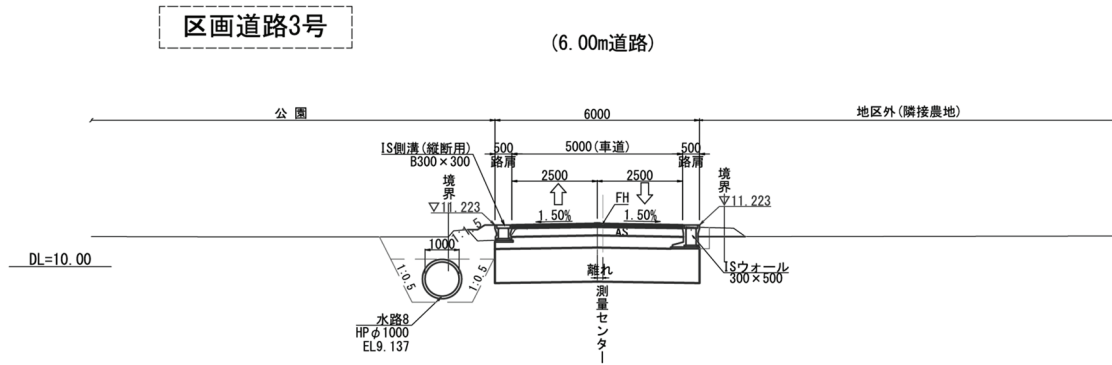


図 2-8(3) 標準断面図(区画道路 3 幅員 6.0m)

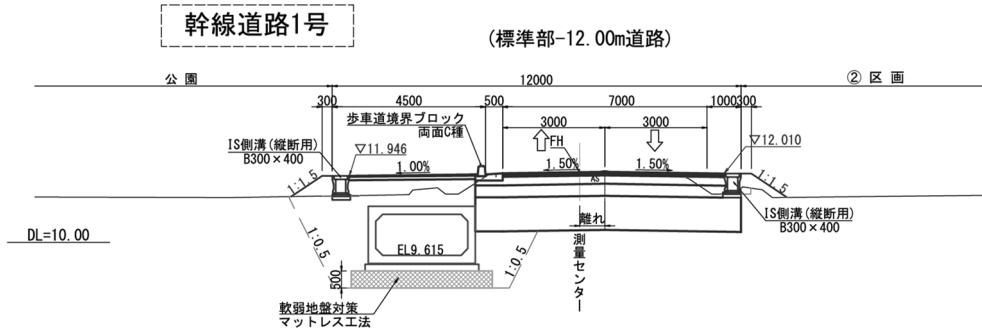


図 2-8(4) 標準断面図(幹線道路 1 幅員 12.0m)

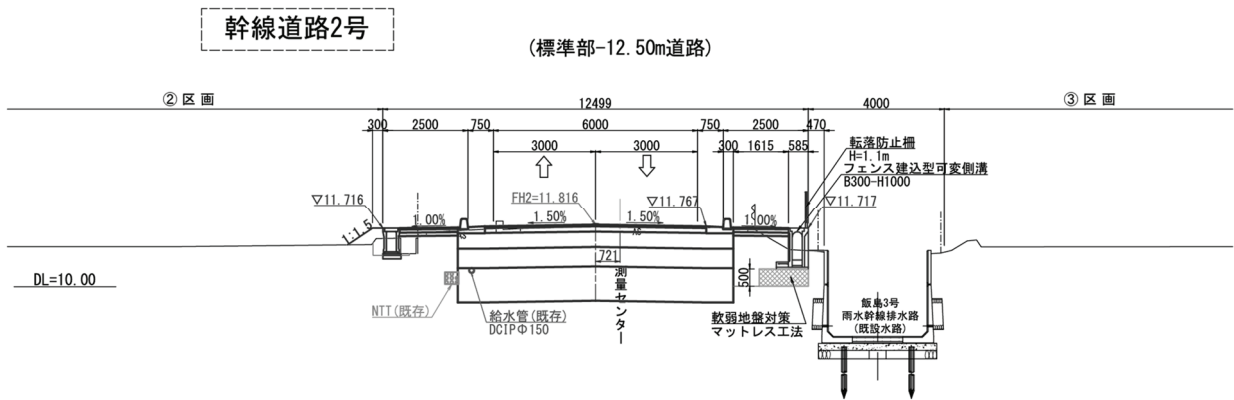


図 2-8(5) 標準断面図(幹線道路 2 幅員 12.5m)

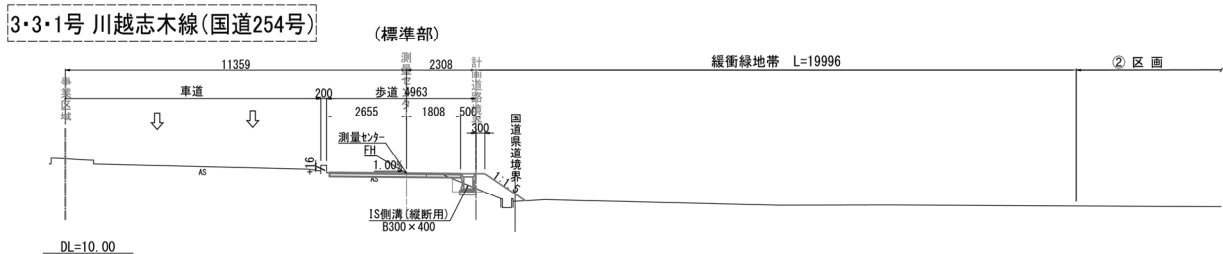


図 2-8(6) 標準断面図(3・3・1号 川越志木線(国道 254号))

2.6.5 供給施設計画

(1) 給水

川島町営水道より給水を受ける計画である。

(2) ガス供給

ガス供給業者と協議し、地区内にガスを供給する計画である。

(3) 電力供給

電力小売業者と協議し、地区全体に電力を供給する計画である。

2.6.6 処理施設計画

(1) 汚水排水

汚水排水については、進出企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、進出企業ごとに個別処理を行い、下水道に放流する。

(2) 雨水排水

雨水排水計画は図 2-9、雨水流出抑制施設の断面図は図 2-10 に示すとおりである。

雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水流出抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水流出抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存雨水幹線に放流する。

(3) 農業用水路

計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

また、現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としている。計画地内の灌漑排水は、切り回しを行う予定であり、下流の農用地等に影響がないように計画している。なお、計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置しており、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、本事業による農用地への影響や地下水涵養能の変化による周辺集落等の地下水への影響は小さいと考える。

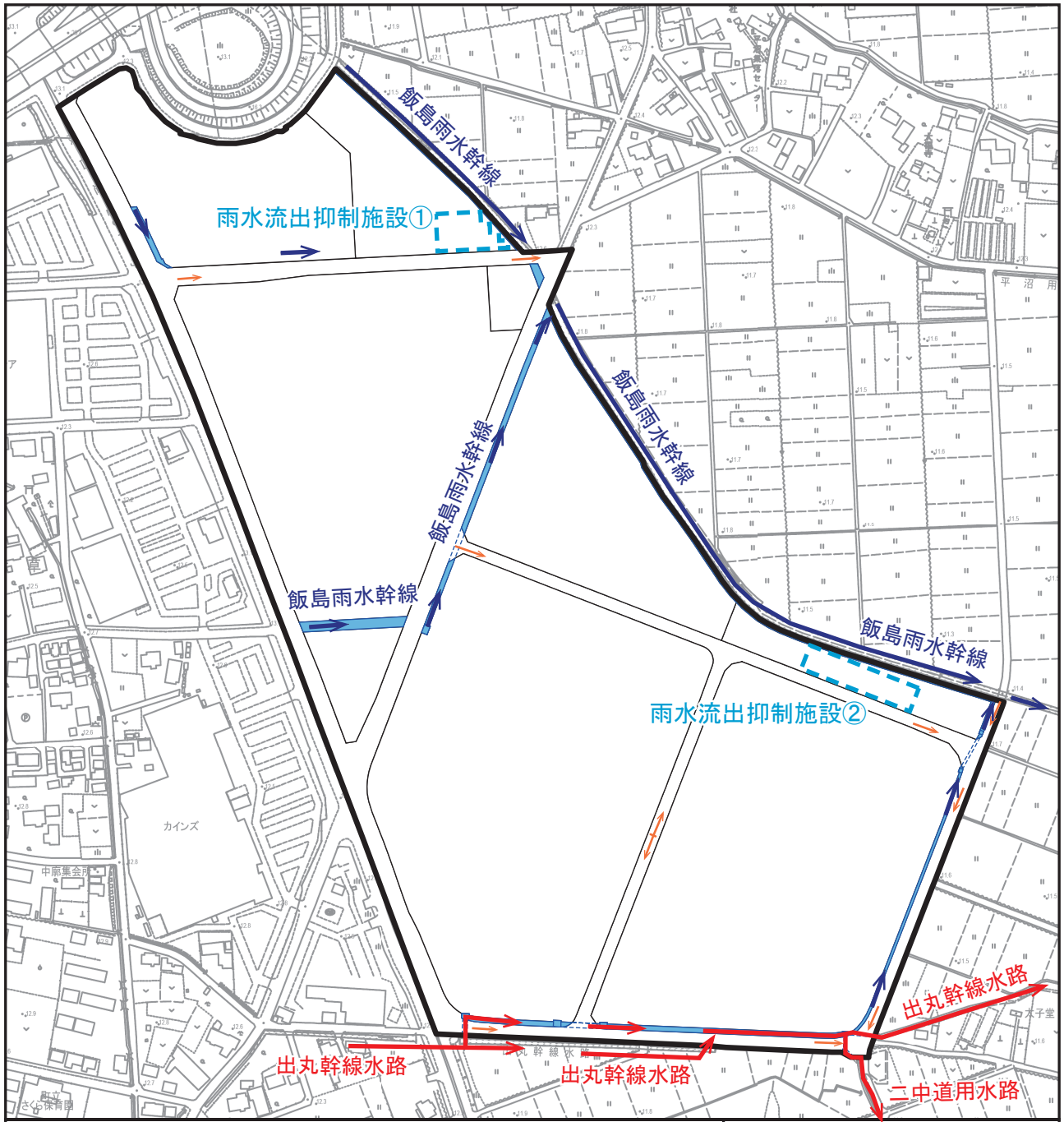
2.6.7 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各進出企業において、個別に適正に処理を行う。

2.6.8 交通計画

(1) 主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2-11 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



凡例

- : 計画地
- : 用水路
- : 排水路
- : 道路勾配
- : 公共用地内雨水流出抑制施設
- : 水路

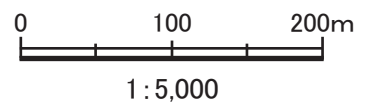
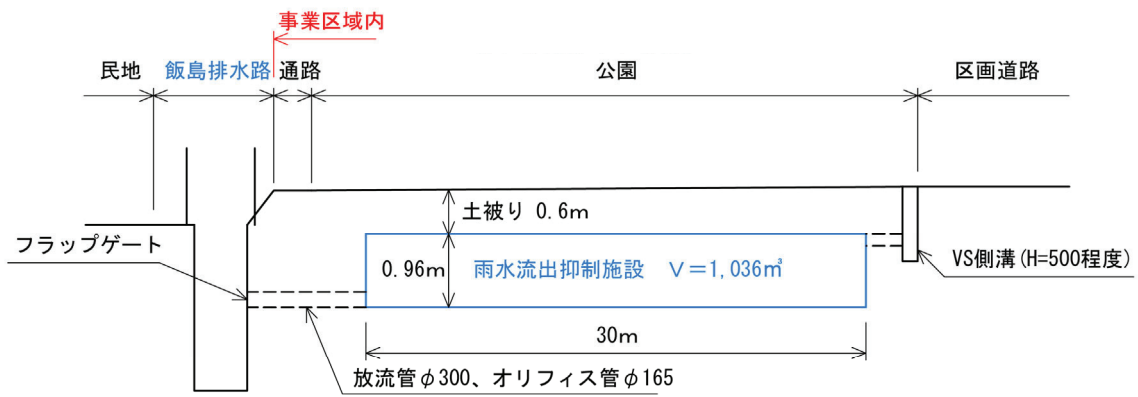


図2-9 雨水排水計画

【雨水流出抑制施設①】



【雨水流出抑制施設②】

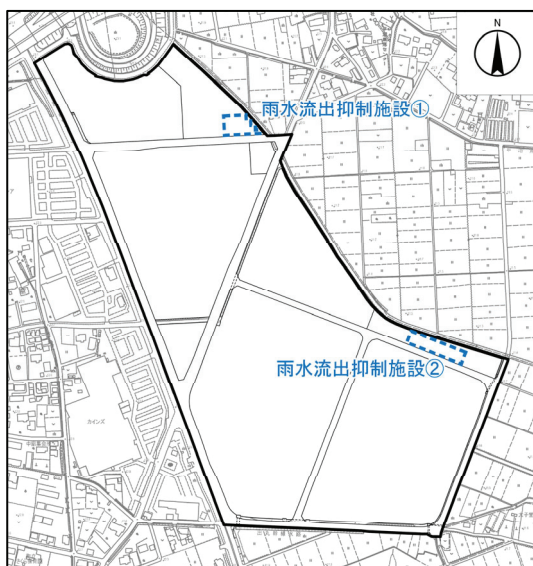
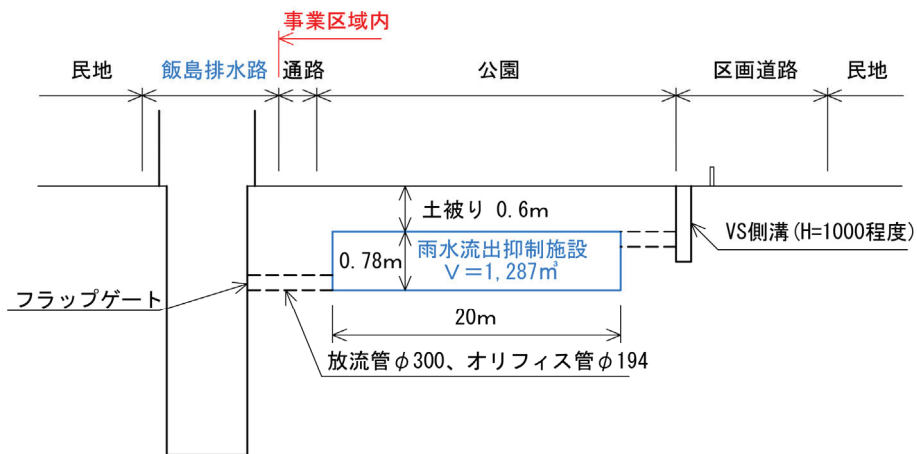
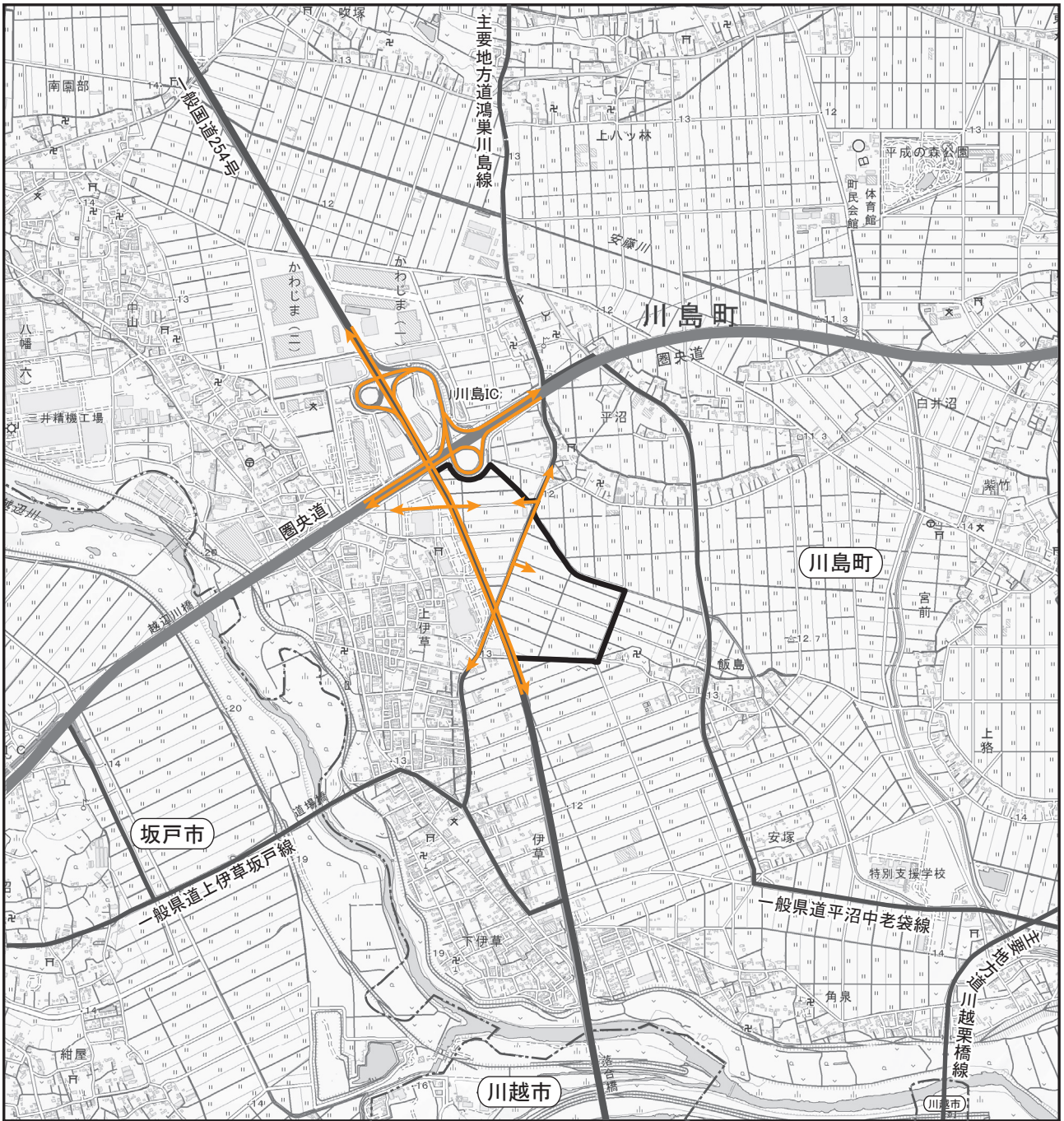


図 2-10 雨水流出抑制施設断面図



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路(供用時)



1 : 25,000

図2-11 関連車両の主要な走行経路(供用時)

(2) 発生・集中交通量

① 大型車(企業用地;貨物車両等)

大型車の発生・集中交通量は、表 2-5 に示すとおりである。

発生・集中交通量の設定は、車両台数が最も多くなる運輸業を想定し、「第 5 回東京都市圏物資流動調査結果(平成 25~26 年度)」(東京都市圏交通計画協会)による物流施設の発生原単位を用いて、企業用地の敷地面積を乗じて算出した。

本事業における大型車の発生・集中交通量は、計画地全体で 1,642TE 台/日の計画である。

表 2-5 大型車(貨物車両等)の発生・集中交通量

項目	単位	数値
敷地面積あたり発生貨物車台数(①)	台/ha・日	36
企業用地の敷地面積(②)	ha	22.8
貨物車(大型車)発生台数(③=①×②)	台/日	821
貨物車(大型車)発生・集中交通量(④=③×2)	TE 台/日	1,642

注)①の発生原単位は、「第 5 回東京都市圏物資流動調査結果(平成 25~26 年度)」(東京都市圏交通計画協会)の物流施設の平均値を示す。

② 小型車

小型車の発生・集中交通量は、表 2-6 に示すとおりである。

工場用地及び従業員数を公表している事業の工業団地から、工場用地あたりの従業員数の平均値を求め、小型車の発生原単位とした。なお、発生台数としては、最大を見込み従業員 1 人 1 台の乗車として設定した。

本事業における小型車の発生・集中交通量は、計画地全体で 1,458TE 台/日の計画である。

表 2-6 小型車(従業員用車両)の発生・集中交通量

項目	単位	数値
敷地面積あたり発生小型車台数(⑤)	人/ha・日	32
企業用地の敷地面積(②)	ha	22.8
小型車発生台数(⑥=⑤×②)	台/日	729
小型車発生・集中交通量(⑦=⑥×2)	TE 台/日	1,458

2.6.9 公園及び緑化計画

(1) 公園計画

公園計画は、図 2-12 に示すとおりである。

公園を計画地北側及び南側に配置する。公園内には樹木を多く植栽する緑地空間を計画し、植栽樹種についても当該地域の現存植生及び鳥類の餌となる樹種等を考慮し選定する。

また、計画地の公園には湿地環境を創出する。

(2) 緑化計画

緑化計画は、図 2-12 に示すとおりである。

潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、環境負荷の低減及び周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行う。

「川島インターチェンジ南側地区地区計画」において、建築物の緑化率の最低限度を 20% に定める予定である。

また、敷地面積 3,000 m²以上の進出企業には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積の 20% 以上の緑地を確保するよう指導する。

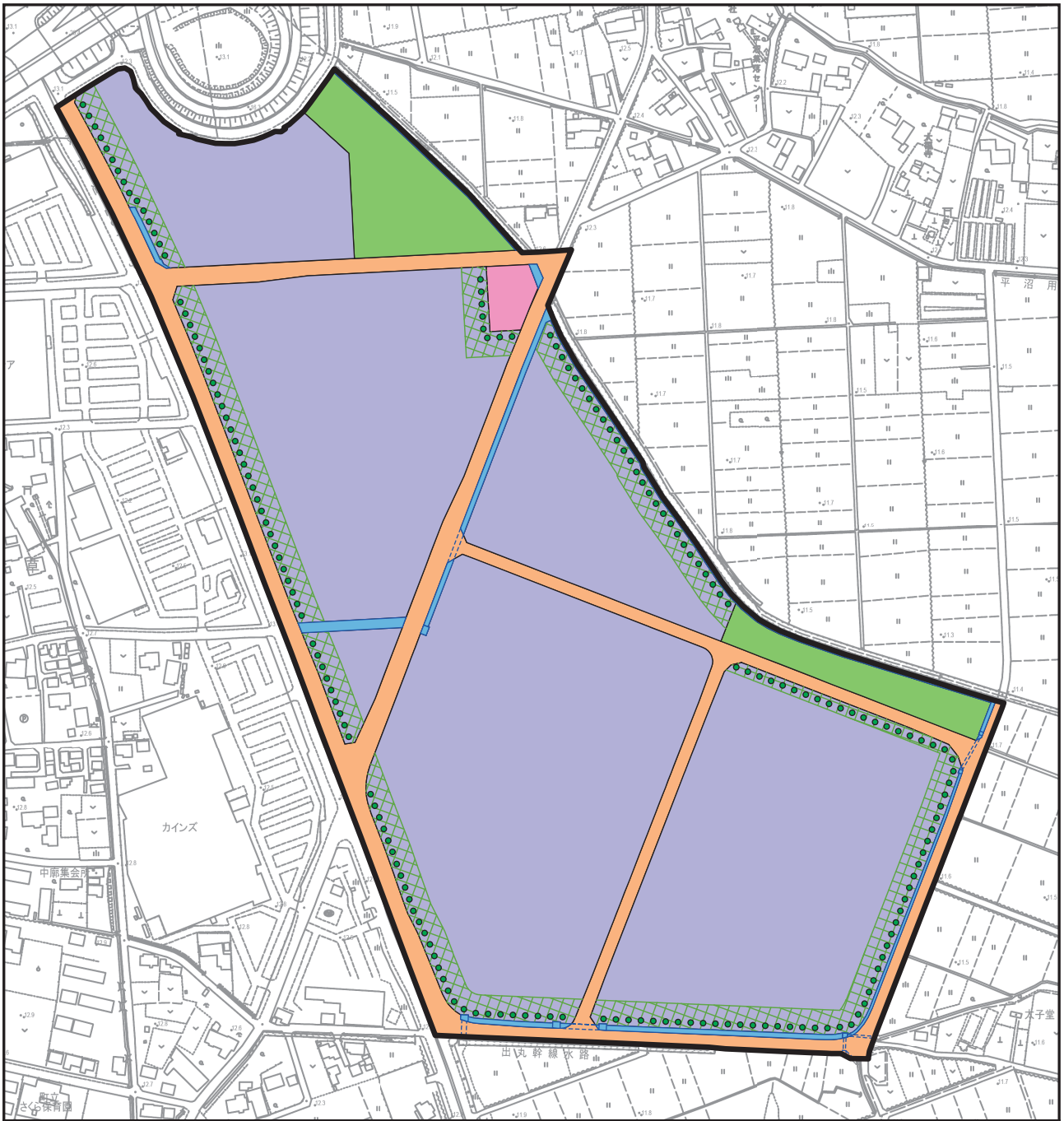
《ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に定める緑化基準》

① 対象地域

敷地面積 3,000 m²以上の建築行為（新築、改築、増築）で用途地域の定める地域

② 緑化を要する面積

敷地面積 × (1 - 建ぺい率 (60%)) × 0.5 = 敷地面積 × 20%



凡例



: 計画地

【公園・緩衝緑地帯】



: 公園・緑地



: 緩衝緑地帯



: 高木植栽帯



: 企業用地



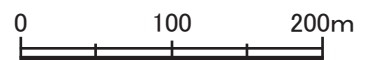
: 下水道施設



: 道 路



: 水 路



1:5,000

図2-12 公園・緑化計画図

(6) 公園工事(雨水流出抑制施設含む)

公園の造成等を行う。主な建設機械として、バックホウ、振動ローラー等を用いるとともに、雨水流出抑制施設ではラフタークレーンを用いて資材の揚重作業を行う。

(7) 支障物除去工事

バックホウにて支障物除去工事を行うとともに、ダンプトラックにて搬出する。

(8) 付帯工事

支障物は移動式クレーンにより除去するとともに、大型トラックにて適正に搬出を行う。

(9) 進出企業盛土工事

ブルドーザ、バックホウ、振動ローラー等を用いて進出企業盛土工事を各進出企業が行う。適宜、散水車等により防塵対策を実施する。

(10) 進出企業建設工事

企業建築工事としては、準備工事、杭工事、土工事、基礎工事、躯体工事、内外装・設備工事、外構工事を各進出企業が行う。

主な建設機械として、ブルドーザ、バックホウ、移動式クレーン、アースオーガー等であり、工事の進捗に応じて適切な建設機械を用いて作業を行う。

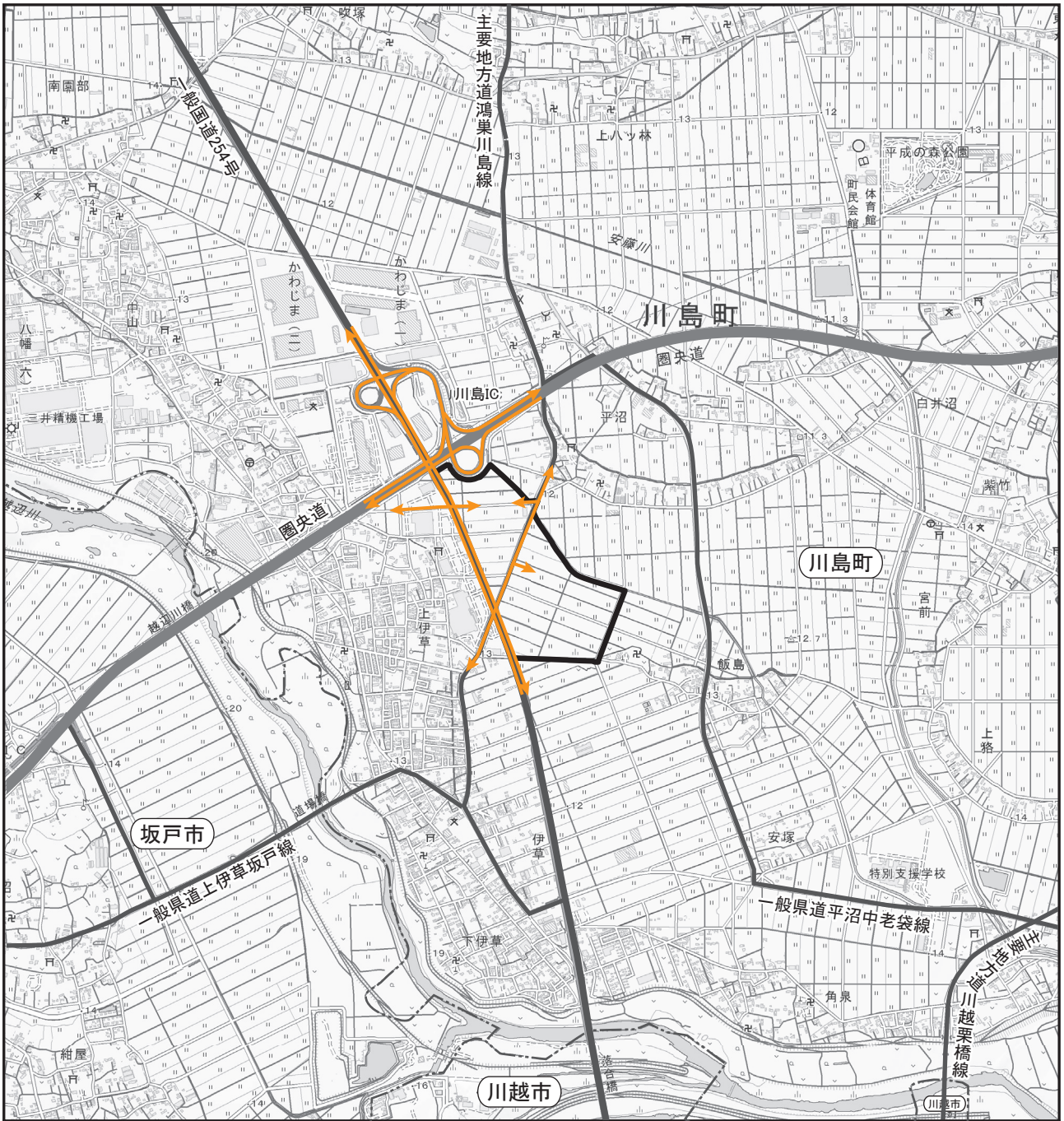
2.7.3 資材運搬等の車両の走行経路

(1) 資材運搬等の車両走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2-13 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。

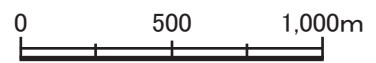
(2) 資材運搬等の車両台数

資材運搬等の車両台数(大型車)が最大となる時期は、工事開始 23～24 ヶ月目であり、この時期における 1 ヶ月あたりの発生台数は大型車片道 2,505 台/月及び小型車片道 750 台/月である。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 資材運搬等の車両の主要な走行経路



1 : 25,000

図2-13 資材運搬等の車両の主要な走行経路(工事中)

2.7.4 建設機械

工事に使用する主な建設機械は、表 2-8 に示すとおりである。

建設機械の台数が最大となるのは工事開始 21～22 ヶ月目であり、稼働台数は 1,525 台/ピーク月である。

また、建設機械は 1 ヶ月あたり 25 日、1 日 8 時間(8～17 時(12～13 時を除く))稼働予定である。

表 2-8 主な建設機械の種類及び稼働台数(ピーク時)

工事の種類	機械名	規格	稼働台数(台/月)
道路工事	ブルドーザ	3t	50
	バックホウ	0.7m ³	50
	バックホウ	0.45m ³	100
	バックホウ	0.2m ³	100
	バックホウ	0.11m ³	100
	振動ローラー	3～4t 搭乗式コン バインド型	100
	振動ローラー	0.8 ～ 1.1 t 手押し式	100
	タイヤローラー	10t	100
	ロードローラー	10t	100
	移動式クレーン	25t	25
公園工事(雨水流出抑制施設含む)	バックホウ	0.7m ³	50
	バックホウ	0.45m ³	50
	バックホウ	0.11m ³	50
	振動ローラー	3～4t 搭乗式コン バインド型	50
進出企業盛土工事及び 企業建築工事	バックホウ	0.7m ³	250
	ブルドーザ	16t	125
	アースオーガー	100t	125
合 計		—	1,525

2.7.5 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

(2) 騒音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。

(3) 振 動

① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(4) 水 質

- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・ 施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・ 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

(5) 地 盤

- ・ 工事中においては、定期的に地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

(6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・ 工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導をする。
- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 変更区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

(7) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。

(8) 廃棄物等

- ・ 造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

(9) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカarbonニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。